

☆ 様々な医療関係者



～今さら聞けない・・・OT、PT、ST って何？～



学級の児童の保護者から、「OT さんに、月 2 回お世話になっています。」と言われたけど…。他に PT とか、ST がかわわっているとの話も聞きますが…。いろいろあって分かりません。

ここでは、学校とかかわりの多い医療関係者を一部だけ紹介します。



<p>OT : 作業療法士 (Occupational therapist) ～身体と心の障がいに対応～</p> 	<p>身体や精神に障がいのある人に対して、その主体的な生活の獲得を図るため、人の日常生活に関わるすべての諸活動を「作業」としてとらえ、諸機能の回復や維持、開発を促す作業活動（座る、走る、縄跳び、食事、はさみ、楽器の演奏、感覚の処理能力や知覚・認知能力の育成、コミュニケーション能力の育成等）を通して治療、訓練、指導及び援助を行う専門職。</p>
<p>PT : 理学療法士 (Physical therapist) ～身体障がいに対応～</p> 	<p>ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩く等）の回復や維持、および障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。</p>
<p>ST : 言語聴覚士 (Speech-language-hearing therapist) ～ことばに関する障がいに対応～</p>	<p>ことばによるコミュニケーションに問題がある人に対して、思いを伝え合い、自分らしい生活が構築できるようにするため、言語、聴覚、発声、発音、認知等へ支援し、コミュニケーション能力の改善を図る専門職。また、摂食・嚥下の問題にも対応する。</p>
<p>CP : 臨床心理士 (Clinical psychologist)</p>	<p>臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”。医療では、心の問題で不適応に陥っている人、病気やケガなどを行っている人への心理的援助が中心。心理テスト、心理療法のほかに、デイケアやコンサルテーション等の活動も行う専門職。</p>
<p>MSW : 医療ソーシャルワーカー (Medical social worker)</p>	<p>保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方々を抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う専門職。</p>

主治医との連携を進めるに当たっては、プライバシーに配慮した慎重な対応が必要であり、保護者の同意を得てから慎重に進めていきましょう。

どんな医療的行為を受けているのかを知ること、本人の学校生活での状態がさらに把握しやすくなり、学校と医療機関が連携してよりよい対応ができるようになることで、教育活動をさらに充実させることができます。

☆ 障がい福祉サービスの概要を知りたい



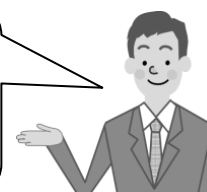
福祉サービスの名称は聞きますが、中身がよく分かりません。

利用できる障がい福祉サービス（一部）

サービス名称	サービス概要	利用可能な年齢
児童発達支援	通所により身辺自立や社会性向上などの療育支援サービスを提供。施設基準などにより「児童発達支援センター（他施設への援助・助言も行う）」と「児童発達支援事業」の二類型に分かれる。	未就学児
放課後等デイサービス	通所により放課後や長期休暇中の余暇活動や療育支援サービスを提供。保護者の就労支援という側面もある。	小学生から高校生
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、学童保育などに在籍する児童へ、保育士や看護師などの専門スタッフが訪問して療育支援サービスを提供。	未就学から小学生
居宅介護 （身体介護・家事援助）	ヘルパーが自宅において入浴やトイレ、食事の介助や掃除や洗濯、食事作りなどのサービスを提供。	未就学から成人期
居宅介護 （通院等介助）	ヘルパーが通院の介助、公的機関での手続き、施設の見学のための外出に付き添うサービスを提供。	
行動援護	特に行動面で手厚い支援を必要とする人（行動障がいのある人）の外出付き添いや居宅内での支援などを提供。	
移動支援	目的地までの誘導や移動時に必要な支援を行うサービスを提供。1対複数の支援、車両を用いた支援なども実施可能。	
日中一時支援	放課後や長期休暇中の日中時間帯に、施設などで一時預かりするサービスを提供。	
ショートステイ （短期入所）	保護者や家族の緊急時、あるいは一時的な休養のために、施設での一時入所サービスを提供。	
施設入所 （長期入所）	保護者の疾病などにより家庭における養育が困難になった際、障がい児施設における長期入所サービスを提供。	

それぞれの福祉サービスは目的が違います。目的にあった支援を行ってくれる事業所を組み合わせ利用している家庭も多いですよ。

また、各市町村の福祉制度についてお知らせする「手引き」等を作成している市町村もあります。まずは、市町村に問い合わせをしてみましょう。



☆ 相談機関の概要を知りたい

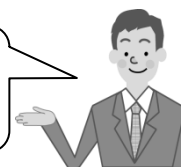


相談したいことはあるけれど、どこに相談すればいいの？

相談機関	※	施設概要
児童相談所	福	18歳未満のお子さんのあらゆる相談を受ける機関です。相談は、ご家族、親戚、お子さん自身をはじめ、どなたからも受け付けています。相談の内容はいつさい外へもりません。
保健福祉事務所	福	様々な保健福祉に関する悩みや疑問に答える機関です。 (子育て・子どもについて、心の健康や病気について、医療・治療・薬や医療機関について等)
相談支援事業所	福	本人の自立した生活を支え、本人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、様々な相談にのり、個々の多様な要求に対応し、各種サービスを調整してよりきめ細かく支援する機関です。相談支援専門員がいます。
若者サポートステーション	労	働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。
障害者就業・生活支援センター 通称 なかぼつセンター	労	障がい者の暮らしや仕事について、総合的な支援を行っている機関です。就職に関する相談、職場では話にくい仕事上の悩み、お金の管理、健康上の問題などについて、具体的なアドバイスをしています。
福島県教育センター	教	教育に関する相談と研修のセンターです。 幼児、児童生徒、保護者、園・学校の教員など、教育にかかわる方を対象とし、学校生活や家庭生活、教育活動に関して、来所による相談、電話による相談ができます。
福島県総合療育センター	医	障がいのある子どものための総合的な医療機関です。 入所・通所により、総合的な療育を行います。外来部門では、障がいのある子どもたち、または障がいの疑いのある子どもたちの早期発見、早期治療を行います。 ◆地域支援室では、子どもたちの療育に関する相談を行っています。
福島県発達障がい者支援センター	教 労 福	発達障がい者と家族のための支援センターです。 自閉症などの発達障がいのある方や、疑いのある方、その家族の支援を行っています。
福島県特別支援教育センター	教	特別支援教育に関する相談と研修のセンターです。 乳幼児、小学生、中学生、高校生の教育相談を行っています。来所による相談、電話による相談ができます。

※**教**：教育、**労**：労働、**福**：福祉、**医**：医療に関する相談に主に対応しています。

それぞれの機関の特徴を確認し、目的にあった相談機関を選びましょう！
訪問して相談をする場合は、予約が必要になることもあります。事前に電話による問い合わせをすることをお勧めします。



☆ 福祉的就労について知りたい

【福祉的就労の種類】

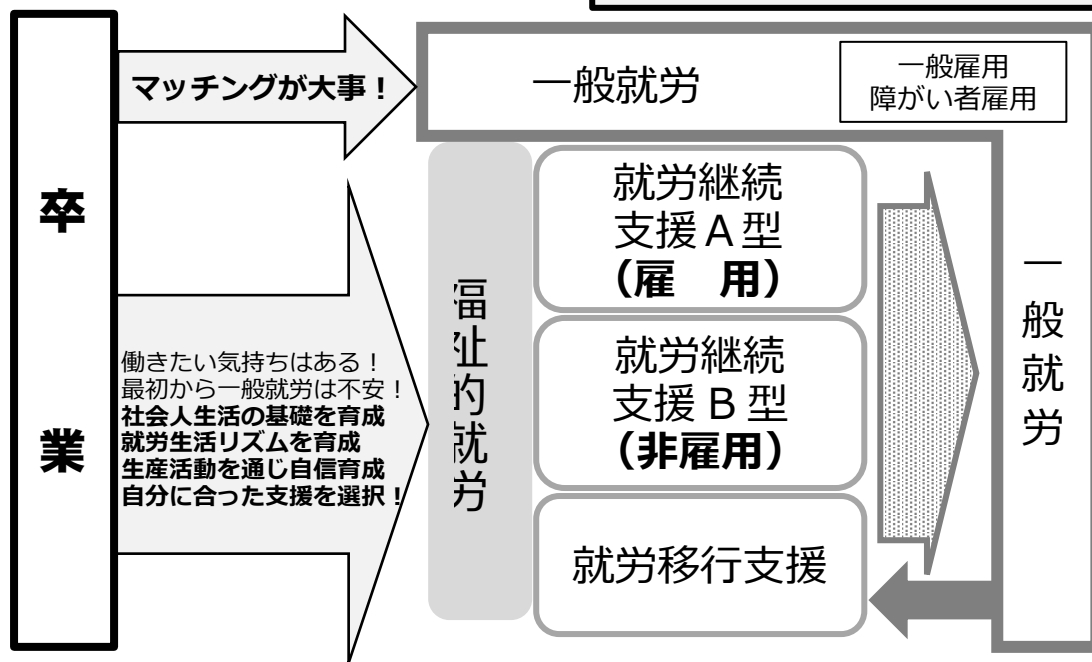
<p>就労移行支援事業</p>	<p>対象は、就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所*1に雇用されることが可能と見込まれる者。</p> <p>①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供 ②就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 ③求職活動に関する支援 ④適性に応じた職場の開拓 ⑤就職後における職場への定着のために必要な相談等 利用期間は2年。</p>
<p>就労継続支援 A 型事業</p>	<p>対象は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者。(各都道府県の最低賃金を保障)</p> <p>①雇用契約の締結等による就労の機会の提供 ②生産活動の機会の提供 ③就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援 利用期間は、制限なし。</p>
<p>就労継続支援 B 型事業</p>	<p>対象は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者。</p> <p>①就労の機会の提供 ②生産活動の機会の提供 ③就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 ④その他必要な支援 利用期間は、制限なし。</p>

※ 上記は、障害者総合支援法における就労系障がい福祉サービスです。各サービスは、指定を受けている事業所で提供しています。

就労を目指して!!

～大まかなイメージ図です～

決めるのは本人です!!



※ ここでの「一般就労」とは、企業等と雇用契約が成立している就労を指します。「一般雇用」と「障がい者雇用」を含みます。

参考：厚生労働省「障害者の就労支援対策の状況」
 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/shurou.html>
 * 1 企業等のことを指します。

☆ 社会が求める力 ～ある企業の例から～

就職しても、すぐやめてしまう生徒が多く心配しています。



環境調整が大切な障がいのある生徒にとって、就労先は本人の特性とのマッチングが大切です。会社がどんな人材を求めているかを確認することをお勧めします。



【障がい者雇用を行っている企業が求める力～ある企業の例～】

企業にとって人材は会社を支える大事な要素です。ある企業は採用時に重視する点を、以下の5点としているそうです。

1) 働く上での基本的な生活習慣（身だしなみ・時間管理・金銭管理）

2) コミュニケーション能力（あいさつ・報告）

（例）どんな手段でもいいので、意思を伝えることができる。

3) 障がい受容

①自分は何ができて、何ができないのか？

②できないことも、どのようなサポートがあるとできるのか？

4) 理解力

（例）言われれば分かる。書いてもらえれば分かる。手本を見せてもらえれば分かる。

5) 指示の順守（素直な態度）

①指示されたことを嫌がらず、意欲的に取り組むことができる。

②失敗した時に、ごまかさず、すぐ報告をすることができる。

③質問に素直に答えられる。嘘をつかない。事実が言える。

先生方は、生徒ができなかった時や失敗した時に怒っていませんか？
本人が「教えてください」「失敗しました」と言った時こそ、たくさん褒めてあげてください！！

できないことは、できるようになるまできちんと教えます。失敗してもすぐ言ってくれば、大丈夫です。

明るく元気に働ける素直な生徒さんを育ててください。



ある社長さん

会社が困るのは 『嘘』『ごまかし』『事実が言えない』！！



できなくても 他の人と比べられなければ 嘘をつかずに済みます！

失敗しても 責められなければ ごまかさずに済みます！

どんなことでも 怒らずに聞いてもらえれば 事実が言えます！



能力や結果だけを評価するのではなく、過程を大切にする教育が求められます！

社会に 求められる力 育てていますか？